

那須塩原市公金管理方針

第1 総則

1 目的

この方針は、那須塩原市の貴重な財産である公金について、安全性や流動性を確保した上で効率的な管理を行うため、管理の原則及び運用の方法について必要な事項を定めることを目的とする。

2 法令との関係

公金管理は、地方自治法、地方自治法施行令、地方財政法及び地方公営企業法に定めるもののほか、この方針によるものとする。

3 適用範囲

この方針の適用を受ける「公金」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 歳計現金及び歳入歳出外現金
- (2) 地方公営企業会計の現金
- (3) 基金に属する現金
- (4) 制度融資預託金
- (5) 一時借入金

4 公金管理の原則

公金管理に当たっては、優先度の高い順に安全性、流動性及び効率性を確保又は追求することを原則とする。

(1) 安全性の確保

資金元本が損なわれることを避けるため、安全性の高い金融商品により保管及び運用を行うとともに、預金先金融機関の経営の健全性に十分留意することで資金の安全性を確保する。

(2) 流動性の確保

支払いに支障を来さないよう、必要となる資金を確保するとともに、想定外の資金ニーズに備え、資金の流動性を常に確保する。

(3) 効率性の追求

安全性及び流動性を十分確保した上で、運用収益の効率性を追求する。

5 公金管理に従事する者の義務

公金管理に従事する者は、扱う資金が公の財産であることを踏まえ、公金管理に関する事項を判断、決定又は実行するに当たり、市民の利益を第一目的として金融情勢の動向に留意し、法令及びこの方針に定める事項を遵守しなければならない。

第2 公金管理の考え方

1 公金の保全

ペイオフ解禁における公金の保全対策として、公金管理の原則に基づき、金融機関及び金融商品の安全性に一層留意した対応を行う。なお、金融機関への保管運用については、決済用預金又は預金債権と借入金債務との相殺により保全が可能な預金を活用するほか、複数の金融商品への分散を図るなどの対策に加え、金融機関の経営状況の把握と分析に努めることにより保全を行うこととする。

2 公金管理計画の策定

会計管理者、地方公営企業管理者（以下「会計管理者等」という。）は、毎年度、この方針に基づき、次の事項を定めた公金管理計画を那須塩原市公金管理事務連絡会議に諮り策定する。

(1) 資金収支の見通し

- (2) 基金の運用
- (3) 債券の運用
- (4) その他必要な事項

3 公金管理実績の報告

会計管理者等は、毎年度、公金管理実績を那須塩原市公金管理事務連絡会議に報告し、この方針に基づき適正な公金管理が行われているかについて意見を聴くものとする。

4 公金管理の実施

(1) 歳計現金及び歳入歳出外現金

歳計現金及び歳入歳出外現金の管理に当たっては、流動性の確保を念頭に適正な支払準備金の確保に努め、第3に定める預金により管理、運用するものとし、預金先金融機関の経営状況の悪化により安全性が確保できないと判断した場合は、資金を決済用預金へ移動することで公金の保全を図る。なお、特別の事情により、相殺枠（借入金債務との相殺によって保全を図ることができる預金額をいう。以下同じ。）を超えて預金を行う場合は、安全性の確保に十分に留意するものとする。

(2) 基金

各基金の管理に当たっては、それぞれの設置目的並びに積立て及び取崩しの計画を勘案しながら、第3に定める金融商品により、基金ごとに又は複数の基金を一括して管理及び運用するものとし、預金先金融機関の経営状況の悪化により安全性が確保できないと判断した場合は、資金を他の金融機関へ移動することで公金の保全を図る。なお、特別の事情

により、相殺枠を超えて預金を行う場合は、安全性の確保に十分に留意するものとする。

(3) 制度融資預託金

融資制度に係る預託金は、その性質に鑑み、安全性を確保するため、決済用預金を使用する。

(4) 地方公営企業会計の資金

地方公営企業会計の資金は、歳計現金及び歳入歳出外現金並びに基金に準じて管理する。

なお、長期にわたる余裕資金が生じる場合においては、効率的な資金運用の観点から、基金に準じて運用するものとする。

(5) 調達方法

資金不足に備えて調達を実施する場合は、一時借入金又は内部資金の繰替運用のうち、より効率性の高い方法を用いる。

(6) 取引方法

保管、運用及び調達に当たっては、競争性に優れた引合方式又は機動性に優れた相対方式のうち、資金状況や金利動向等に留意し、より効率性の高い方法を用いる。

第3 公金の運用

1 運用対象の金融商品

公金運用を行う金融商品は、次に掲げるものとする。

(1) 預金

ア 決済用預金

イ 普通預金

- ウ 当座預金
- エ 別段預金
- オ 定期預金
- カ 譲渡性預金
- キ 通知預金

(2) 債券

- ア 国債
- イ 政府保証債
- ウ 地方債
- エ 地方公共団体金融機構債
- オ 財投機関債
- カ 地方公社債

2 債券の取得価格

債券の取得価格は、原則としてパー（額面価格）又はアンダーパー（額面価格未満の価格）とする。ただし、満期償還時までの受取利息の総額が、償還時における損失（償還差損）及び経過利息支払額を上回る場合に限り、オーバーパー（額面価格を超える価格）でも購入できるものとする。

3 金融商品の取扱い原則

保管及び運用に当たっては、当該商品を満期又は償還期限まで持ち切ることを原則とする。ただし、次のいずれかに該当する場合に限り、運用中の預金の解約又は債券の売却を行うことができる。

- (1) 公金の安全性を確保するために必要な場合
- (2) 流動性を確保するために必要な場合
- (3) 安全性を確保しつつ、効率性を向上させるため、金融商品の入替をす

る場合

4 運用期間

(1) 預金

預金の運用期間は、原則として一会計年度内とする。ただし、定期預金については、1年を超えて運用することができる。

(2) 債券

債券の運用期間は、原則として10年以内とする。ただし、資金運用の効率性のため、各基金の積立て及び取崩しの計画並びに将来の財政収支状況に配慮の上、20年以内の期間で運用することができる。

5 管理運用先の選定

(1) 預金先金融機関

公金を預金する金融機関は、原則として指定金融機関及び指定代理金融機関（以下「指定金融機関等」という。）とする。ただし、指定金融機関等以外の金融機関において、指定金融機関等と比較してより有利な金融商品の提示があった場合は、市長の承認を得て預金することができる。

(2) 預金先金融機関の選定基準

公金の預金に当たっては、金融機関が公表する四半期、中間期及び決算期の財務諸表、信用格付業者による格付け等を総合的に判断し、原則として次に掲げる条件を満たしているものを選定する。

ア 自己資本比率が5%（海外に営業拠点を有する国際統一基準適用金融機関にあっては9%）以上であること。

イ 不良債権比率が他の金融機関と比較して、著しく増加していないこと。

ウ 株式上場金融機関にあつては、株価が他の金融機関と比較して、
短期間に著しく下落していないこと。

(3) 債券発行体の選定基準

債券発行体の選定に当たっては、経営状況を総合的に判断して安全性
を確保しながら、次の条件を満たすものを選定する。

ア 金融庁に登録されているいずれかの信用格付業者の債券発行格付
けにおいて投資適格等級であること。

イ 債務履行の確実性の水準を満たしていること。

(4) 証券会社の選定基準

証券会社の選定に当たっては、自己資本規制比率が140%以上であ
るものを選定する。

第4 情報開示

公金管理及び運用に関する情報を随時開示することにより、市民に対す
る説明責任を果たすとともに、市民の公金管理に対する理解を得られるよ
う努めるものとする。

第5 方針の見直し

この方針について、重要な変更を行う必要が生じた場合は、那須塩原市
公金保全対策会議において協議し、これを変更する。

附 則

(施行期日)

- 1 この方針は、令和4年4月20日から施行する。

(関係方針の廃止)

2 那須塩原市公金管理方針（平成18年3月30日施行）及び那須塩原市公金の管理及び運用基準（平成18年3月30日施行）は、廃止する。